

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第1号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石7の624の2番地地先丸岩の標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し20メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し120メートルの点 ウ イから192度160メートルの点 エ アから192度160メートルの点	個別漁業権	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇珠区第2号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町住吉鼻 点 ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点 ウ イから270度100メートルの点 エ アから270度100メートルの点	〃	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇珠区第3号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜小小谷と畑の浦との境界点の標識 B 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩南端標識 点 ア Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)100メートルの点 イ Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)300メートルの点 ウ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 エ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)10メートルの点	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第4号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469東角標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから356度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口左岸角)50メートルの点 イ Bから358度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口右岸角)50メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア Aから98度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点 イ Bから96度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第6号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469東角から護岸沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから349度100メートルの点 イ Bから0度165メートルの点 ウ Bから0度55メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第7号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の2104の2の標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)40メートルの点 イ Bから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第8号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の207-2の東端前護岸付根 B Aから護岸沿い西へ25メートルの狩浜2の207-2の西端護岸付根 点 ア Aから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点 イ Bから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第9号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜1の215東角標識(境界排水溝口) 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)200メートルの点 イ Bから175度(宇和島市吉田町奥浦間口)250メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第10号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)200メートルの点 イ Bから197度(宇和島市吉田町奥浦間口)200メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第11号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識 B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから108度(西予市明浜町俵津小網代埋穴)100メートルの点 イ Bから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)390メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第12号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及エEの5直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5標識 B 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 C 西予市明浜町俵津9の162の10の標識 D 西予市明浜町俵津9の169の2防波堤北側付根 E 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの標識 点 ア BからD見通し線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)の線との交点 イ Bから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)の線との交点 ウ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とBから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点 エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とEから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第13号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸南西端 B 西予市明浜町俵津3-31-1南側沿岸荷揚場南西端 点 ア Aから150度50メートルの点 イ Bから184度200メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第14号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD、DE及びECの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1の南角標識 B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 C 西予市明浜町俵津ニベ網代南端標識 D 西予市明浜町俵津小大崎鼻から306度見通し40メートルの標識(長持岩) E 西予市明浜町俵津大小島南西部標識 点 ア Aから252度(西予市明浜町俵津9の162の10の南東角)100メートルの点 イ Bから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)150メートルの点 ウ Dから230度880メートルの点 エ Cから201度(宇和島市吉田町小松鼻)600メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第15号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜水越島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央 点 ア Aから334度110メートルの点 イ Aから284度485メートルの点 ウ Aから259度485メートルの点 エ Aから206度110メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第16号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エG、オB、BC、カキ及びキFの9直線とAB間、C、E間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とFG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界(長持岩) B 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 C 宇和島市吉田町深浦3-1荒神鼻 D 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社鳥居中央 E 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 F 宇和島市吉田町深浦2-3-1中川河口東角から護岸沿い東へ10メートルの標識 G 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻突端 点 ア Aから宇和島市吉田町河内外763小松鼻見通し260メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点 ウ Dから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 エ Gから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し200メートルの点 オ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し線における最大低潮時海岸線から30メートルの点 カ Eから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がんぎ見通し線における最大低潮時海岸線から30メートルの点 キ Eから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がんぎ見通し80メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第17号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町法花津地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻 B 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 C 宇和島市吉田町法花津1-294-3法花津防波堤西側付根から西へ40メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外23西角下り松見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 ウ Cから宇和島市吉田町白浦2775番地東角見通し300メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第18号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2-767-1おやしき浜西角から西へ24メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2367-3の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦日の平、中島川河口見通し線とBから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根見通し線との交点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第19号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キエ及びクケの9直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とBE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 C 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55 D 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 E 宇和島市吉田町白浦2771-1かどばやの鼻警鐘台 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端見通し80メートルの点 イ アから宇和島市吉田町深浦3-233-3地先、小コ島西鼻見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し300メートルの点 カ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し280メートルの点 キ Eから宇和島市吉田町法花津与村井、江尻川河口見通し420メートルの点 ク Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 ケ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第20号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	アイ、アカ、カB、イウ、ウエ、エオ、オE及びキクの8直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町河内外762-1地先東角の標識 B 宇和島市吉田町河内甲2357-3坊主岩 C 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸中央土管の標識 D 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 E 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 点 ア Aから西予市明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 イ Aから西予市明浜町水越島灯台見通し280メートルの点 ウ Cから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点 エ Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し250メートルの点 オ Eから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し445メートルの点 カ Bから西予市明浜町狩浜4-2だけの鼻西端見通し100メートルの点 キ Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 ク Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第21号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クG、Fケ、ケコ、コサ及びサCの13直線とAC間、FG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094西の丸突端 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ250メートルの標識 D 宇和島市吉田町南君野島山3094東端標識 E 宇和島市吉田町南君野島山3094 南中角の標識 F 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 G 宇和島市吉田町南君野島山3094鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦鎌ヶ崎甲49-2竜王鼻見通し400メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し400メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し500メートルの点 エ Cから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 オ Dから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 カ Eから宇和島市石応熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 キ Fから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 ク Gから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点 ケ Fから宇和島市高島西端見通し120メートルの点 コ Dから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 サ Cから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第22号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島白浜地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地4西角の標識 B 宇和島市白浜178番地2北角の標識 C 宇和島市白浜178番地2東角の標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港(本九島)東防波堤南側突端見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地4南東角見通し50メートルの点 ウ Cから宇和島市坂下津海老崎見通し50メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第23号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大小浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第24号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜居浦2024番地2護岸沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜居浦2023番地4護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し60メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第25号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオエの6直線とBE間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜2002番地新田東角の標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端標識 D 宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 E 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Cから宇和島市石応水谷排水口見通し180メートルの点 イ Aから277度30分650メートルの点 ウ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し970メートルの点 エ Dから宇和島市遊子二並島見通し500メートルの点 オ Eから宇和島市小池夫婦港見通し170メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第26号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	AB及びBCの2直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦港中央 C 宇和島市小池1756番地2の西角	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第27号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池小坪地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地2の北角の標識	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第28号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第29号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 C 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点 イ Cからア見通し135メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第30号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島鳥首頂見通し300メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第31号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島引出鼻より北へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し150メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第32号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコAの11直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標識(防波堤屈折点) D 宇和島市平浦長刀1259番地新田東角の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 イ Aから263度30分800メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点 ク Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 ケ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点 コ Aから263度30分200メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第33号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦長刀1259番地東角の標識 B 宇和島市平浦1059番地2前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦長嶮鼻大岩見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市三浦長嶮鼻大岩見通し90メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第34号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	AB、Bア及びアCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦舟木1034番地2南西角の標識 B 宇和島市平浦浮防波堤西側突端 C 宇和島市平浦長刀1287番地東角 点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第35号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦1032番地2新田前護岸の標識 B 宇和島市平浦1034番地2南西角の標識 C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標識 D 宇和島市平浦浮防波堤東側突端 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Cから198度180メートルの点 ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第36号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦新24番地1新田ニワトリ嶮の標識 B 宇和島市平浦新27番地1新田東北角の標識 C 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 D 宇和島市蔵居浦14番地3の標識 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Bから128度30分90メートルの点 ウ CからD見通し70メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第37号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔵地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵と市三浦との最大低潮時海岸線における境界 B 宇和島市蔵大谷鼻突端 C 宇和島市蔵大谷東標識 D 宇和島市蔵居浦14番地3の標識 E 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 F 宇和島市平浦916番地5新田西端 点 ア Aから304度170メートルの点 イ Bから304度80メートルの点 ウ CからF見通し200メートルの点 エ DからE見通し95メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第38号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから宇和島市小池島首島北端見通し60メートルの点 イ Aから宇和島市小池島首島北端見通し570メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し400メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し260メートルの点 オ Bから313度260メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第39号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双嶮突端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池島首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池島首島北端見通し80メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し80メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第40号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市蔵との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端 D 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 オ Dから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第41号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第42号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第43号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE及びオカの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びDE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域。ただし、Cキ、キク及びクBの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市尾崎鼻先端 B 宇和島市三浦尾崎鼻先端から海岸線沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市三浦長嶮鼻北端 D 宇和島市三浦徳利濤沖鼻 E 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦地の間鼻見通し600メートルの点 イ Dから宇和島市平浦下手先見通し650メートルの点 ウ Dから宇和島市平浦下手先見通し270メートルの点 エ Eから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から20メートルの点 カ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点 キ Cから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 ク Bから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第44号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア、アイ及びイEの3直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウC及びCDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 D 宇和島市三浦すべんとう先端 E 宇和島市みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 イ Eから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦安米崎落濤の標識見通し100メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第45号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦竹ヶ鼻東端の標識 B 宇和島市三浦竹ヶ鼻西端の標識 点 ア Aから333度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎神社見通し200メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第46号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎 B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通し210メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第47号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カE及びキクの8直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びBE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦山崎鼻北端から南へ海岸線沿い100メートルの標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 D 宇和島市三浦安米崎落瀆の標識 E 宇和島市三浦西440番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市高島西端見通し550メートルの点 イ ウから宇和島市島首見通し590メートルの点 ウ Bから105度460メートルの点 エ Cから宇和島市三浦ヶヶ鼻見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市三浦竹ヶヶ鼻見通し200メートルの点 カ Eから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点 キ Bから105度の見通し線上における最大低潮時海岸線から20メートルの点 ク Bから105度の見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第48号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉾 点 ア Aから29度18分47秒990メートルの点 イ Aから21度30分00秒1,030メートルの点 ウ Aから16度30分00秒875メートルの点 エ Aから6度45分00秒970メートルの点 オ Aから15度14分15秒1,277メートルの点 カ Aから31度19分35秒1,125メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第49号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波及びの子鼻に設置された金属鉾 点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第50号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鉾 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第51号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津隧道坑口より南へ60メートルに設置された金属鉾 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点 イ Aから276度46分41秒301メートルの点 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点 エ Aから22度51分03秒362メートルの点 オ Aから338度28分53秒98メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第52号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉾 点 ア Aから358度835メートルの点 イ Aから348度1,025メートルの点 ウ Aから356度45分1,140メートルの点 エ Aから6度45分970メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第53号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市島首南端見通し線の北側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地(二並島)東端見通し線との交点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第54号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市島首島北端見通し線とCから同市遊子6129番地(二並島)西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点 ウ Bからイへ50メートルの点 エ Aからアへ300メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第55号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子小矢の浦鼻 B 宇和島市遊子小矢の浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第56号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから129度180メートルの点 イ Aから105度250メートルの点 ウ Aから132度520メートルの点 エ Aから145度490メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第57号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地(二並島)南東端 B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点 ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから145度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第58号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びビククの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家鼻東端 C Aから海岸線沿い南へ60メートルの点 点 ア Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し850メートルの点 ウ Aから宇和島市小高島頂見通し630メートルの点 エ Aから140度480メートルの点 オ Bから110度420メートルの点 カ Bから24度190メートルの点 キ Aから180度75メートルの点 ク Aから159度120メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第59号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第60号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第61号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2092番地落の鼻突端 B 宇和島市蔦淵2224番地美砂子護岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏彦岩場金属鉾見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏彦岩場金属鉾見通し20メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第62号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2053番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔦淵2091番地押抜突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵275番地千濤見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵275番地千濤見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Cから25度100メートルの点 オ Cから25度20メートルの点 カ Bから25度40メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第63号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第64号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1692番地東角の標識 B 宇和島市蔦淵1709番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1009番地北角見通し85メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第65号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角 B Aから護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1071番地北角見通し35メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第66号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角から護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蔦淵1068番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し35メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第67号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し50メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第68号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔦淵948番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第69号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い680メートルの標識 点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第70号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵976番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵977番地作業場北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角見通し28メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から海岸線沿い東へ32メートルの標識見通し28メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第71号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ660メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し670メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し550メートルの点 ウ Bから220度700メートルの点 エ Bから220度820メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第72号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ720メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し870メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し750メートルの点 ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1,010メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第73号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波大池島の碇南端 B 宇和島市下波崎鼻の碇南端 点 ア Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し302メートルの点 ウ Bから宇和島市蔦淵大鶴留止島島頂見通し312メートルの点 エ Bから宇和島市蔦淵大鶴留止島島頂見通し140メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第74号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2353番地ゴンジロ鼻突端 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Aから228度370メートルの点 ウ Aから259度336メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第75号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社鳥居前 点 ア Aから宇和島市蔦淵黒島東端見通し230メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇珠区第76号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山標識 B 宇和島市戸島大内浦標識 点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度430メートルの点 エ Bから145度330メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第77号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦キワタジリの標識 B 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ筥見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ筥見通し200メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第78号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	Bア、アイ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦須ヶ鼻 B Aから海岸線沿い南へ50メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町北灘福浦川口左岸端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦キワタジリ護岸中央の標識見通し90メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第79号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し250メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第80号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し30メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第81号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘旧宇和島市立南部小学校正門から海岸線沿い南へ70メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘小日提小梅谷溝北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第82号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ及びギエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構から東へ直線で10メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘婆ノ元標識 C 宇和島市津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘牛の浦鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 キ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第83号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘黒滝標識 B 宇和島市津島町北灘柏崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第84号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘羽釜鼻 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第85号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い南東へ100メートルの標識 点 ア Aから210度250メートルの点 イ Bから213度30分120メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第86号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町曾根中瀬の標識 B 宇和島市津島町ウドの鼻 C 宇和島市津島町大迫の鼻 点 ア Aから302度750メートルの点 イ Bから278度30分700メートルの点 ウ Bから278度30分500メートルの点 エ Cから278度30分490メートルの点 オ Aから302度250メートルの点 カ Aから302度350メートルの点 キ Bから278度30分300メートルの点 ク Bから278度30分200メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第87号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根防波堤付根 点 ア Aから151度250メートルの点 イ Aから151度430メートルの点 ウ Bから176度30分130メートルの点 エ Bから176度30分30メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第88号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根棧橋付根中央 B 宇和島市津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから153度30分90メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第89号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦の鼻北端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 点 ア Aから356度58分110メートルの点 イ Aから56度45分125メートルの点 ウ Aから82度30分85メートルの点 エ Bから311度50メートルの点 オ Bから311度100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第90号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Fア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカAの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とEF間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Eキ、キク及びクCによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田風120番地住宅北東角 B 宇和島市津島町田風126番地住宅中央護岸標識 C 宇和島市津島町田風曾根殿神社前護岸標識 D 宇和島市津島町田風丸バエの鼻 E 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 F 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 点 ア Fから305度30分280メートルの点 イ Eから320度320メートルの点 ウ Dから325度30分300メートルの点 エ Bから344度425メートルの点 オ Bから344度270メートルの点 カ Aから345度240メートルの点 キ Eから320度80メートルの点 ク Cから325度70メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第91号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦旧防波堤東側先端 点 ア Aから49度30分70メートルの点 イ Dから61度50メートルの点 ウ CからD見通し40メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第92号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水中ショウジの標識 B 宇和島市津島町泥目水中瀬 C 宇和島市津島町泥目水エボシ鼻 D 宇和島市津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから298度45分150メートルの点 イ Aから298度45分250メートルの点 ウ Cから206度30分360メートルの点 エ Dから203度560メートルの点 オ Dから203度310メートルの点 カ Cから206度30分100メートルの点 キ Bから250度60メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第93号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカCの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 宇和島市津島町泥目水7番35(愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝研究所)護岸の西端 C 宇和島市津島町泥目水7番35(愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝研究所)護岸の南角 D 宇和島市津島町泥目水城のコンクリート護岸北端 E 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから111度40分220メートルの点 イ Bから202度30分400メートルの点 ウ Eから259度30分400メートルの点 エ Eから259度30分80メートルの点 オ Dから241度60メートルの点 カ Cから187度30分50メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第94号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキAの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B 宇和島市津島町泥目水立バエ北端の標識 C 宇和島市津島町泥目水上溝鼻 D 宇和島市津島町泥目水溝鼻 点 ア Aから338度300メートルの点 イ Bから308度10分400メートルの点 ウ Dから233度30分350メートルの点 エ Dから233度30分100メートルの点 オ Cから264度100メートルの点 カ Bから308度10分100メートルの点 キ Bから308度10分50メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第95号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第138号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 C 宇和島市津島町坪井黒鼻先端 点 ア Aから206度30分300メートルの点 イ Bから176度30分340メートルの点 ウ Cから176度30分530メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第96号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻 点 ア Aから91度40分の線とBから3度の線との交点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第97号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻 B 宇和島市津島町坪井中鼻 点 ア Aから87度240メートルの点 イ Bから91度200メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第98号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cの最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐小島の谷中央の標識 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1(愛媛県漁業協同組合下灘支所作業場)の東角 C 宇和島市津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから239度15分の線とCから338度30分の線との交点 イ Aから239度30分300メートルの点 ウ Cから211度140メートルの点 エ Cから159度100メートルの点 オ Bから165度50メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第99号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐ハゲの鼻 B 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 点 ア Aから342度30分110メートルの点 イ Bから338度30分160メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第100号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線と最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識 B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 C 宇和島市津島町針木大波の浜259番地の1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識 D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから238度180メートルの点 イ Bから222度270メートルの点 ウ Cから240度30分220メートルの点 エ Dから233度210メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第101号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木76番地の2作業場西端の標識 B 宇和島市津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Aから247度30分60メートルの点 イ Bから254度70メートルの点	"	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第102号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知、塩定、柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカFの7直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びBキ及びキCの2直線とCF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 B 宇和島市津島町浦知431番地前護岸の標識 C 宇和島市津島町浦知川河口左岸端 D 宇和島市津島町塩定竜王鼻 E 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 点 E 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前標識 ア Aから260度140メートルの点 イ Bから277度30分220メートルの点 ウ Dから358度160メートルの点 エ Dから309度250メートルの点 オ Eから307度40分250メートルの点 カ Fから239度30分140メートルの点 キ Cから335度30分100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第103号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びEカ及びカFの2直線とEF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角前護岸標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識 D 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 E 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角 点 ア 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 ア Aから261度30分55メートルの点 イ Bから261度30分70メートルの点 ウ Dから17度の線とCEを結んだ線との交点 エ Dから17度70メートルの点 オ Eから358度50メートルの点 カ Eから110度100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第104号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻 B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識 C 宇和島市津島町曲島ウス濤 点 ア Aから323度400メートルの点 イ Cから319度15分400メートルの点 ウ Cから319度15分250メートルの点 エ Bから329度15分250メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第105号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ及びタサの6直線によって囲まれた区域及びBコ、コケ及びケCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦の浜中央標識 B 宇和島市津島町大浦引出しの鼻 C 宇和島市津島町曲島埋立地護岸北東角 D 宇和島市津島町曲島州鼻護岸付根から東へ34メートルの標識 E 宇和島市津島町曲島マト鼻 F 宇和島市津島町平井マトケ鼻 G 宇和島市津島町平井長ハエの鼻 点 ア Aから347度630メートルの点 イ Dから9度45分370メートルの点 ウ Eから339度400メートルの点 エ Gから333度45分540メートルの点 オ Gから333度45分195メートルの点 カ Fから327度15分95メートルの点 キ Fから327度15分25メートルの点 ク Eから339度20メートルの点 ケ Cから0度30分120メートルの点 コ Bから358度30分115メートルの点 サ Dから9度45分145メートルの点 シ Dから9度45分245メートルの点 ス Eから339度250メートルの点 セ Fから327度15分250メートルの点 ソ Fから327度15分150メートルの点 タ Eから339度150メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係市区	条件
宇珠区第106号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キケ、ケコ及びコGの10直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びBク及びクCの2直線とC G間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井仏崎 B 宇和島市津島町平井サンジロ鼻 C Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識 D 宇和島市津島町平井白石の鼻 E Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識 F 宇和島市津島町平井6番地前護岸標識 G 宇和島市津島町平井14番地の1北角 点 ア Aから356度100メートルの点 イ Bから48度40分195メートルの点 ウ Bから87度30分160メートルの点 エ Bから86度236メートルの点 オ Dから99度30分150メートルの点 カ Eから103度150メートルの点 キ Fから119度120メートルの点 ク Bから58度30分70メートルの点 ケ Fから119度150メートルの点 コ Gから111度30分155メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第107号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻突端 点 ア Aから0度15分450メートルの点 イ Bから350度250メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第108号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ及びシFの13直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とBC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とCE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びEF間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成帆焼25番地前護岸標識 B 宇和島市津島町成崎突端 C 宇和島市津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メートルの標識 D 宇和島市津島町成318番地1と同町成355番地との境界標識 E 宇和島市津島町成408番地(旧宇和島市立由良小学校)前護岸西角 F 宇和島市津島町成城の鼻突端 点 ア Aから82度200メートルの点 イ Bから76度50メートルの点 ウ Bから76度100メートルの点 エ Aから82度250メートルの点 オ Aから82度350メートルの点 カ Bから108度30分250メートルの点 キ Cから128度140メートルの点 ク Cから128度30メートルの点 ケ Dから28度30分30メートルの点 コ Dから28度30分180メートルの点 サ Eから48度15分250メートルの点 シ Fから8度30分280メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第109号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端 B 宇和島市津島町成帆焼駒場護岸北東角 C 宇和島市津島町成帆焼21番地前南角の標識 点 ア Aから17度30分200メートルの点 イ Bから55度250メートルの点 ウ Cから84度250メートルの点 エ Cから84度100メートルの点 オ Bから90度100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第110号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の6北端 B 宇和島市津島町須下64番地の6南角 点 ア Aから295度85メートルの点 イ Bから292度105メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第111号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸 B 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸沿い西へ70メートルの標識 点 ア Aから1度30分180メートルの点 イ Aから1度30分300メートルの点 ウ Bから355度30分280メートルの点 エ Bから355度30分160メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第112号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37メートルの標識 B 宇和島市津島町須下461番地東角前護岸標識 点 ア Aから68度30分135メートルの点 イ Bから69度145メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第113号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートルの点(北緯33.10865、東経132.41580) B 宇和島市津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートルの点(北緯33.10949、東経132.41637) 点 ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第114号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とBC間の最大低潮時海岸線から32メートルの線及びCD間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 D 宇和島市津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから152度30分134メートルの点 イ Bから148度30分180メートルの点 ウ Cから158度45分200メートルの点 エ Cから158度45分450メートルの点 オ Dから191度45分300メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第115号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから170度200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第116号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから128度70メートルの点 イ Aから98度210メートルの点 ウ Aから135度320メートルの点 エ Aから162度260メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第117号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第118号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Bア、アイ及びICの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第119号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平濤地先	Aア、アイ及びIBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平濤外防波堤南側突端 B 南宇和郡愛南町平濤内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第120号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平濤地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平濤668番地(立濤)の標識 点 ア Aから180度600メートルの点 イ Aから90度450メートルの点 ウ Aから90度450メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2及び4のとおり
宇魚区第1号	第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	ABの直線と最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2378番地北角 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2426番地西角	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第121号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイGの3直線とAG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、BCの直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにDエ、エウ及びウFの3直線とDF間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡愛南町御荘菊川1797番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3南角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 E 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地トウシン鼻南西端 F 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地トウシン北鼻突端 G 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Gから南宇和郡愛南町中浦町宮住宅見通し300メートルの点 ウ Eから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 エ Dから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり
宇珠区第122号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先2号標識 点 ア Aから116度30メートルの点 イ Bから116度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり
宇珠区第123号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平山地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びびCBの7直線とAB及びびCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Fオ、オカ及びカGの3直線とFG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 C 南宇和郡愛南町御荘平山7番地二又東鼻 D 南宇和郡愛南町御荘平山5番地二又西鼻 E 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 F 南宇和郡愛南町御荘平山444番地1号標識 G 南宇和郡愛南町御荘平山444番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島北鼻見通し25メートルの点 イ アから南宇和郡愛南町防城成川中網東端見通し170メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町赤水ヒンデン鼻見通し400メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 オ Fから南宇和郡愛南町防城成川砂浜東端見通し50メートルの点 カ Gから南宇和郡愛南町防城成川砂浜西端見通し50メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり
宇珠区第124号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町防城成川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ鼻 B 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識 点 ア Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第125号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識から海岸沿い西へ27メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水高松鼻 C 南宇和郡愛南町赤水平岩 D 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第126号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第127号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水52番地第2北角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水53番地第1北角の標識 点 ア Aから280度30メートルの点 イ Bから280度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第128号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水883番地北角の標識 B Aから海岸線沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから96度40メートルの点 イ Bから96度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第129号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水766番地護岸東角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第130号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第131号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びギアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡愛南町後越中鼻 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第132号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第133号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第134号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 C Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから296度223メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第135号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第136号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻 B 南宇和郡愛南町中浦二子碓北端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第137号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第138号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町左右水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町上すずれ東先端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡愛南町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡愛南町中浦左右水ノ谷鼻	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
					点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町あこ木鼻見通し160メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し線との交点			
宇珠区第139号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦左右水地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水地先 B 南宇和郡愛南町中浦左右水長嶺鼻 点 ア Aから173度65メートルの点 イ Aから115度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒櫛突端見通し94メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第140号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア、アイ、イウ、ウD及びBDの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越ウノクノ鼻 B 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 C 南宇和郡愛南町船越8番地(旧吉田造船所)西端の標識 D 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し150メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とCからア見通し線との交点 ウ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町下久家集会所見通し線との交点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫛月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2及び4のとおり
宇珠区第141号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜小谷と畑の浦との境界線の標識 B 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩南端標識 点 ア Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)100メートルの点 イ Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)300メートルの点 ウ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 エ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)10メートルの点	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第142号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469東角標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから356度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口左岸角)50メートルの点 イ Bから358度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口右岸角)50メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第143号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア Aから98度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点 イ Bから96度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第144号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469東角から護岸沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから349度100メートルの点 イ Bから0度165メートルの点 ウ Bから0度55メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第145号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の2104の2の標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)40メートルの点 イ Bから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第146号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の207-2の東端前護岸付根 B Aから護岸沿い西へ25メートルの狩浜2の207-2の西端護岸付根 点 ア Aから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点 イ Bから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第147号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜1の215東角標識(境界排水溝口) 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)200メートルの点 イ Bから175度(宇和島市吉田町奥浦間口)250メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第148号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)200メートルの点 イ Bから197度(宇和島市吉田町奥浦間口)200メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第149号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
号			で		基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識 B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから108度(西予市明浜町俵津小網代狸穴)100メートルの点 イ Bから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)390メートルの点			り
宇珠区第150号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及エEの5直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5標識 B 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 C 西予市明浜町俵津9の162の10の標識 D 西予市明浜町俵津9の169の2防波堤北側付根 E 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの標識 点 ア BからD見通し線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)の線との交点 イ Bから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)の線との交点 ウ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とBから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点 エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とEから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第151号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸南西端 B 西予市明浜町俵津3-31-1南側沿岸荷揚場南西端 点 ア Aから150度50メートルの点 イ Bから184度200メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第152号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1の南角標識 B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Aから252度(西予市明浜町俵津9の162の10の南東角)100メートルの点 イ Bから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)150メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第153号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	AB、BC、Cア、アイ、イウ及びウDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津ニベ網代南端標識 B 西予市明浜町俵津大小島南西部標識 C 西予市明浜町俵津小大崎鼻から306度40メートルの標識(長持岩) D 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Cから201度(宇和島市吉田町小松鼻)600メートルの点 イ Cから230度880メートルの点 ウ Dから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)150メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第154号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜水越島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央 点 ア Aから334度110メートルの点 イ Aから284度485メートルの点 ウ Aから259度485メートルの点 エ Aから206度110メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第155号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界(長持岩) B 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市吉田町河内外763小松鼻見通し260メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第156号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びABの6直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 B 宇和島市吉田町深浦3-1荒神鼻 C 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社鳥居中央 D 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し80メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とウから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第157号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社島居中央 B 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 C 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 D 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻先端 点 ア Bから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とイから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点 イ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し80メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とCから宇和島市吉田町法花津2108-4浜中央がんぎ見通し線との交点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第158号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 B 宇和島市吉田町深浦2-3-1中川河口東角から護岸沿い東へ10メートルの標識 C 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻先端 点 ア Aから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がんぎ見通し80メートルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とAから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がんぎ見通し線との交点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第159号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町法花津地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻 B 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 C 宇和島市吉田町法花津1-426-1中央の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外23西角下り松見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し75メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻見通し85メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第160号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町法花津地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 B 宇和島市吉田町法花津1-426-1中央の標識 C 宇和島市吉田町法花津1-294-3法花津防波堤西側付根から西へ40メートルの標識 点 ア Bから宇和島市吉田町白浦3033-1こうらの鼻見通し85メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し75メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町白浦2775番地東角見通し300メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第161号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2-767-1おやしき浜西角から西へ24メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2367-3の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦日の平、中島川河口見通し線とBから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根見通し線との交点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第162号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦3037-1中央の標識 B 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 C 宇和島市吉田町白浦2771-1かどばやの鼻警鐘台 点 ア Aから宇和島市吉田町法花津児島見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤先端見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤先端見通し280メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町法花津与村井、江尻川河口見通し420メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第163号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55 C 宇和島市吉田町白浦3037-1中央の標識 D 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し200メートルの点 ウ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し70メートルの点 オ Cから宇和島市吉田町法花津児島見通し70メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第164号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端見通し80メートルの点 イ アから宇和島市吉田町深浦3-233-3地先、小コ島西鼻見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第165号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア及びアCの2直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端の標識 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 D 西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口 点 ア ABの直線とCDの直線との交点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第166号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識見通し線とCから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し445メートルの点 ウ Bから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し250メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第167号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 B 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸中央土管の標識 点 ア Aから西予市明浜町俵津大コ島西端見通し250メートルの点 イ Bから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第168号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸土管中央の標識 B 宇和島市吉田町河内甲2357-3坊主岩 C 宇和島市吉田町河内外762-1地先東角の標識 点 ア Aから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点 イ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し280メートルの点 ウ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 エ Bから西予市明浜町狩浜4-2だけの鼻西端見通し100メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第169号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094西の丸突端 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦鎌ヶ崎甲49-2竜王鼻見通し400メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し400メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第170号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カギ、キク及びクB間の9直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ250メートルの標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094東端標識 D 宇和島市吉田町南君野島山3094 南中角の標識 E 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 ウ Cから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 エ Dから宇和島市石応熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 オ Eから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 カ Eから宇和島市高島西端見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ク Bから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第171号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第172号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島白浜地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地4西角の標識 B 宇和島市白浜178番地2北角の標識 C 宇和島市白浜178番地2東角の標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港(本九島)東防波堤南側突端見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地4南東角見通し50メートルの点 ウ Cから宇和島市坂下津海老崎見通し50メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第173号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第174号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜居浦2024番地2護岸沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜居浦2023番地4護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し60メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第175号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とBE間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜2002番地新田東角の標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端標識 D 宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 E 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Cから宇和島市石応水谷排水口見通し180メートルの点 イ Aから277度30分650メートルの点 ウ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し970メートルの点 エ Dから宇和島市遊子二並島見通し500メートルの点 オ Eから宇和島市小池夫婦見通し170メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第176号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	AB及びBCの2直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦中央 C 宇和島市小池1756番地2の西角	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第177号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池小坪地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地2の北角の標識	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第178号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第179号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 C 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点 イ Cからア見通し135メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第180号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島頂見通し300メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第181号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びウエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島引出鼻より北へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し150メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第182号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、クコ及びコAの11直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標識(防波堤屈折点) D 宇和島市平浦長刀1259番地新田東角の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 イ Aから263度30分800メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点 ク Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 ケ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点 コ Aから263度30分200メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第183号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	アイ、イウ、ウエ及びウエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦長刀1259番地東角の標識 B 宇和島市平浦1059番地2前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦長嶮鼻大岩見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市三浦長嶮鼻大岩見通し90メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第184号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	AB、Bア及びBアCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦舟木1034番地2南西角の標識 B 宇和島市平浦浮防波堤西側突端 C 宇和島市平浦長刀1287番地東角 点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第185号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦1032番地2新田前護岸の標識 B 宇和島市平浦1034番地2南西角の標識 C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標識 D 宇和島市平浦浮防波堤東側突端 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Cから198度180メートルの点 ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第186号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦新24番地1新田ニワトリ嶮の標識 B 宇和島市平浦新27番地1新田東北角の標識 C 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 D 宇和島市蔵居浦14番地3の標識 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Bから128度30分90メートルの点 ウ CからD見通し70メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第187号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蕨地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蕨と市三浦との最大低潮時海岸線における境界 B 宇和島市蕨大谷鼻先端 C 宇和島市蕨大谷東標識 D 宇和島市蕨居浦14番地3の標識 E 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 F 宇和島市平浦916番地5新田西端 点 ア Aから304度170メートルの点 イ Bから304度80メートルの点 ウ CからF見通し200メートルの点 エ DからE見通し95メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第188号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから宇和島市小池島首島北端見通し60メートルの点 イ Aから宇和島市小池島首島北端見通し570メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し400メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し260メートルの点 オ Bから313度260メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第189号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双岩先端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池島首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池島首島北端見通し80メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し80メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第190号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と市蕨との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第191号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦無月川河口右岸端 B 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第192号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第193号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第194号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識 B 宇和島市三浦徳利濬沖鼻 点 ア Aから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市平浦下手先見通し270メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第195号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイDの3直線とAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウエ及びエCの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦徳利濬沖鼻 B 宇和島市三浦長尊鼻北端 C 宇和島市三浦尾崎鼻先端から海岸線沿い東へ100メートルの標識 D 宇和島市尾崎鼻先端	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
					点 ア Aから宇和島市平浦下手先見通し650メートルの点 イ Dから宇和島市平浦地の間鼻見通し600メートルの点 ウ Bから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 エ Cから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点			
宇珠区第196号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア、アイ及びイEの3直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウC及びCDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 D 宇和島市三浦すべんとう突端 E 宇和島市みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 イ Eから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦安米崎落着の標識見通し100メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第197号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎 B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通し210メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第198号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西440番地東角の標識 B 宇和島市三浦安米崎落着の標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点 イ Bから宇和島市三浦竹ヶ鼻見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第199号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻北端から海岸線沿い南へ100メートルの標識 B 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 点 ア Aから105度460メートルの点 イ Bから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第200号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻東端から南へ海岸線沿い100メートルの標識 B 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界(山崎鼻) 点 ア Aから105度460メートルの点 イ アから宇和島市鳥首見通し590メートルの点 ウ Bから宇和島市高島西端見通し550メートルの点	〃	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第201号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びウエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉋 点 ア Aから29度18分47秒990メートルの点 イ Aから11度02分41秒1,130メートルの点 ウ Aから15度14分15秒1,277メートルの点 エ Aから31度19分35秒1,125メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第202号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びウエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鉋 点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第203号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びウエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鉋 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第204号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、ウエオ及びウエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津隧道坑口より南へ60メートルに設置された金属鉋 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点 イ Aから276度46分41秒301メートルの点 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点 エ Aから22度51分03秒362メートルの点 オ Aから338度28分53秒98メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第205号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びウエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉋 点 ア Aから358度835メートルの点 イ Aから348度1,025メートルの点 ウ Aから356度45分1,140メートルの点 エ Aから6度45分970メートルの点	〃	宇和島市下波	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第206号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市鳥首島南端見通し線の北側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地(二並島)東端見通し線との交点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第207号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市鳥首島北端見通し線とCから同市遊子6129番地(二並島)西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点 ウ Bからイへ50メートルの点 エ Aからアへ300メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第208号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子小矢の浦鼻 B 宇和島市遊子小矢の浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第209号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地(二並島)南東端 B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点 ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから145度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第210号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家鳥鼻東端 C Aから海岸線沿い南へ60メートルの点 点 ア Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し850メートルの点 ウ Aから宇和島市小高島頂見通し630メートルの点 エ Aから140度480メートルの点 オ Bから110度420メートルの点 カ Bから24度190メートルの点 キ Aから180度75メートルの点 ク Aから159度120メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第211号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第212号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点	〃	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇珠区第213号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2092番地落の鼻突端 B 宇和島市蔦淵2224番地美砂子護岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏岩場金属鉾見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏岩場金属鉾見通し20メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第214号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2053番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔦淵2091番地押抜突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵275番地千磔見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵275番地千磔見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Cから25度100メートルの点 オ Cから25度20メートルの点 カ Bから25度40メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第215号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第216号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1692番地東角の標識 B 宇和島市蔦淵1709番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1009番地北角見通し85メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第217号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角 B Aから護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1071番地北角見通し35メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第218号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角から護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蔦淵1068番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し35メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第219号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し50メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第220号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔦淵948番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第221号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い680メートルの標識 点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第222号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵976番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵977番地作業場北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角見通し28メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から海岸線沿い東へ32メートルの標識見通し28メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第223号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ660メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し670メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し550メートルの点 ウ Bから220度700メートルの点 エ Bから220度820メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第224号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ720メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し870メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し750メートルの点 ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1,010メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第225号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔀淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波大池鼻の渚南端 B 宇和島市下波黒崎鼻の渚南端 点 ア Aから宇和島市蔀淵2225番地美砂子鼻見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市蔀淵2225番地美砂子鼻見通し302メートルの点 ウ Bから宇和島市蔀淵大鶴留止島島頂見通し312メートルの点 エ Bから宇和島市蔀淵大鶴留止島島頂見通し140メートルの点	〃	宇和島市蔀淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第226号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔀淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔀淵2353番地ゴンジロ鼻突端 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Aから228度370メートルの点 ウ Aから259度336メートルの点	〃	宇和島市蔀淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第227号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社鳥居前 点 ア Aから宇和島市蔀淵黒島東端見通し230メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇珠区第228号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山標識 B 宇和島市戸島大内浦標識 点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度430メートルの点 エ Bから145度330メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇珠区第229号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦キワタジリの標識 B 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ湾見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ湾見通し200メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第230号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	Bア、アイ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦須ヶ鼻 B Aから海岸線沿い南へ50メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町北灘福浦川口左岸端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦キワタジリ護岸中央の標識見通し90メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第231号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し250メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第232号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し30メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第233号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びBイの2直線とAB間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘旧宇和島市立南部小学校正門から海岸線沿い南へ70メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘小日提小梅谷溝北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第234号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カギ及びギエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構から東へ直線で10メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘谿ノ元標識 C 宇和島市津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘牛の浦見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 キ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第235号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘黒滝標識 B 宇和島市津島町北灘柏崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第236号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘羽釜鼻 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第237号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町成由良小学校成本校体育館東端見通し250メートルの点 イ Bから宇和島市津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第238号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町曾根中瀬の標識 B 宇和島市津島町ウの鼻 点 ア Aから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 イ Bから宇和島市津島町前島東端見通し700メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し350メートルの点 オ Bから宇和島市津島町前島東端見通し300メートルの点 カ Bから宇和島市津島町前島東端見通し200メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第239号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町ウドの鼻 B 宇和島市津島町大迫の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島東端見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第240号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根防波堤付根 点 ア Aから151度250メートルの点 イ Aから151度430メートルの点 ウ Bから176度30分130メートルの点 エ Bから176度30分30メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第241号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根棧橋付根中央 B 宇和島市津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから153度30分90メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第242号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦の鼻北端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 点 ア Aから356度58分110メートルの点 イ Aから56度45分125メートルの点 ウ Aから82度30分85メートルの点 エ Bから311度見通し50メートルの点 オ Bから311度見通し100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第243号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 B 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 点 ア 宇和島市津島町裸島西端見通し280メートルの点 イ 宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第244号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風120番地住宅北東角 B 宇和島市津島町田風126番地住宅中央護岸標識 C 宇和島市津島町田風曾根殿神社前護岸標識 D 宇和島市津島町田風丸バエの鼻 E 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し240メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し270メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し425メートルの点 エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し300メートルの点 オ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点 カ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し80メートルの点 キ Cから宇和島市津島町田風外浦防波堤先端見通し70メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第245号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側先端 点 ア Aから49度30分70メートルの点 イ Dから61度50メートルの点 ウ CからD見通し40メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第246号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水中ショウジの標識 B 宇和島市津島町泥目水中瀬 C 宇和島市津島町泥目水エボン鼻 D 宇和島市津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから298度45分150メートルの点 イ Aから298度45分250メートルの点 ウ Cから206度30分360メートルの点 エ Dから203度560メートルの点 オ Dから203度310メートルの点 カ Cから206度30分100メートルの点 キ Bから250度60メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第247号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカCの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 宇和島市津島町泥目水7番35(愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝研究所)護岸の西端 C 宇和島市津島町泥目水7番35(愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝研究所)護岸の南角 D 宇和島市津島町泥目水城のコンクリート護岸北端 E 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから111度40分220メートルの点 イ Bから202度30分400メートルの点 ウ Eから259度30分400メートルの点 エ Eから259度30分80メートルの点 オ Dから241度60メートルの点 カ Cから187度30分50メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第248号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキAの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B 宇和島市津島町泥目水立バエ北端の標識 C 宇和島市津島町泥目水上溝鼻 D 宇和島市津島町泥目水下溝鼻 点 ア Aから338度300メートルの点 イ Bから308度10分400メートルの点 ウ Dから233度30分350メートルの点 エ Dから233度30分100メートルの点 オ Cから264度100メートルの点 カ Bから308度10分100メートルの点 キ Bから308度10分50メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第249号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第148号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 C 宇和島市津島町坪井黒鼻	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
					点 ア Aから宇和島市津島町平井サジヶ浦見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲島州鼻見通し540メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町曲島引出鼻見通し730メートルの点			
宇珠区第250号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア及びBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻 点 ア Aから91度40分の線とBから3度の線との交点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第251号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻 B 宇和島市津島町坪井中鼻 点 ア Aから87度240メートルの点 イ Bから91度200メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第252号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cの最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐小島の谷中央の標識 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1(愛媛県漁業協同組合下灘支所作業場)の東角 C 宇和島市津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから239度15分の線とCから338度30分の線との交点 イ Aから239度30分300メートルの点 ウ Cから211度140メートルの点 エ Cから159度100メートルの点 オ Bから165度50メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第253号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐ハゲの鼻 B 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 点 ア Aから342度30分110メートルの点 イ Bから338度30分160メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第254号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びDの3直線と最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識 B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 C 宇和島市津島町針木大波の浜259番地の1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識 D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから238度180メートルの点 イ Bから222度270メートルの点 ウ Cから240度30分220メートルの点 エ Dから233度210メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第255号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木76番地の2作業場西端の標識 B 宇和島市津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Aから247度30分60メートルの点 イ Bから254度70メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第256号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知地先	Aア、アイ及びBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 B 宇和島市津島町浦知431番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下崎見通し220メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第257号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町塩定地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びECの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知川河口左岸端 B 宇和島市津島町塩定竜王鼻 C 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 点 ア Aから宇和島市津島町針木公民館東端見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し160メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町下灘由良神社護岸西端見通し250メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第258号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 B 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前標識 点 ア Aから宇和島市津島町下灘由良神社石垣西端見通し250メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し140メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第259号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びびオEの6直線とAE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びびEカ及びびカFの2直線とEF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角前護岸標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識 D 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 E 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角 F 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 点 ア Aから261度30分55メートルの点 イ Bから261度30分70メートルの点 ウ Dから17度の線とCEを結んだ線との交点 エ Dから17度70メートルの点 オ Eから358度50メートルの点 カ Fから110度100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第260号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びびエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻 B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識 C 宇和島市津島町曲島ウス簀 点 ア Aから323度400メートルの点 イ Cから319度15分400メートルの点 ウ Cから319度15分250メートルの点 エ Bから329度15分250メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第261号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びびキクの8直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ及びびタサの6直線によって囲まれた区域及びびBコ、コケ及びびケCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦の浜中央標識 B 宇和島市津島町大浦引出しの鼻 C 宇和島市津島町曲島埋立地護岸北東角 D 宇和島市津島町曲島鼻護岸付根から東へ34メートルの標識 E 宇和島市津島町曲島マト鼻 F 宇和島市津島町平井マトケ鼻 G 宇和島市津島町平井長簀の鼻 点 ア Aから347度630メートルの点 イ Dから9度45分370メートルの点 ウ Eから339度400メートルの点 エ Gから333度45分540メートルの点 オ Gから333度45分195メートルの点 カ Fから327度15分95メートルの点 キ Fから327度15分25メートルの点 ク Eから339度20メートルの点 ケ Cから0度30分120メートルの点 コ Bから358度30分見通し115メートルの点 サ Dから9度45分145メートルの点 シ Dから9度45分245メートルの点 ス Eから339度250メートルの点 セ Fから327度15分250メートルの点 ソ Fから327度15分150メートルの点 タ Eから339度150メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第262号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キケ、ケコ及びびコGの10直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びびBク及びびクCの2直線とC G間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井仏崎 B 宇和島市津島町平井サンジロ鼻 C Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識 D 宇和島市津島町平井白石の鼻 E Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識 F 宇和島市津島町平井6番地前護岸標識 G 宇和島市津島町平井14番地の1北角 点 ア Aから356度100メートルの点 イ Bから48度40分195メートルの点 ウ Bから87度30分160メートルの点 エ Bから86度236メートルの点 オ Dから99度30分150メートルの点 カ Eから103度150メートルの点 キ Fから119度120メートルの点 ク Bから58度30分70メートルの点 ケ Fから119度150メートルの点 コ Gから111度30分155メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第263号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア及びびA Bの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎西の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第264号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カギ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサEの12直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とBC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びCE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市津島町成帆焼25番地前護岸標識 B 宇和島市津島町成崎突端 C 宇和島市津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メートルの標識 D 宇和島市津島町成318番地1と同町成355番地との境界標識 E 宇和島市津島町成由良小学校成本校前護岸西角 点 ア Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し50メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し100メートルの点 エ Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し350メートルの点 カ Bから宇和島市津島町漁家旧防波堤先端見通し250メートルの点 キ Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し140メートルの点 ク Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し30メートルの点 ケ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し30メートルの点 コ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し180メートルの点 サ Eから宇和島市津島町泥目水ヶ坂防波堤付根見通し250メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第265号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端 B 宇和島市津島町成帆焼駒場護岸北東角 C 宇和島市津島町成帆焼21番地前南角の標識 点 ア Aから17度30分200メートルの点 イ Bから55度250メートルの点 ウ Cから84度250メートルの点 エ Cから84度100メートルの点 オ Bから90度100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第266号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の6北端 B 宇和島市津島町須下64番地の6南角 点 ア Aから295度85メートルの点 イ Bから292度105メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第267号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸 B 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸沿い西へ70メートルの標識 点 ア Aから1度30分180メートルの点 イ Aから1度30分300メートルの点 ウ Bから355度30分280メートルの点 エ Bから355度30分160メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第268号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37メートルの標識 B 宇和島市津島町須下461番地東角前護岸標識 点 ア Aから68度30分135メートルの点 イ Bから69度145メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第269号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートルの点(北緯33.10865、東経132.41580) B 宇和島市津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートルの点(北緯33.10949、東経132.41637) 点 ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第270号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びBC間の最大低潮時海岸線から32メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから152度30分134メートルの点 イ Bから148度30分164メートルの点 ウ Cから158度45分150メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第271号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 B 宇和島市津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから158度45分400メートルの点 イ Bから191度45分300メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第272号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから170度200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第273号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから128度70メートルの点 イ Aから98度210メートルの点 ウ Aから135度320メートルの点 エ Aから162度260メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第274号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第275号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第276号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平濬地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平濬外防波堤南側突端 B 南宇和郡愛南町平濬内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第277号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平濬地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平濬668番地(立濬)の標識 点 ア Aから180度600メートルの点 イ Aから90度450メートルの点 ウ Aから90度450メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第278号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイGの3直線とAG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、BCの直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにDエ、エウ及びウFの3直線とDF間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡愛南町御荘菊川1797番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3南角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 E 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン鼻南西端 F 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン北鼻突端 G 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Gから南宇和郡愛南町中浦町営住宅見通し300メートルの点 ウ Eから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 エ Dから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり
宇珠区第279号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先2号標識 点 ア Aから116度30メートルの点 イ Bから116度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第280号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平山地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びCBの7直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Fオ、オカ及びカGの3直線とFG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 C 南宇和郡愛南町御荘平山7番地二又東鼻 D 南宇和郡愛南町御荘平山5番地二又西鼻 E 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 F 南宇和郡愛南町御荘平山444番地1号標識 G 南宇和郡愛南町御荘平山444番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島北鼻見通し25メートルの点 イ アから南宇和郡愛南町防城成川中網東端見通し170メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町赤水ヒンデン鼻見通し400メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 オ Fから南宇和郡愛南町防城成川砂浜東端見通し50メートルの点 カ Gから南宇和郡愛南町防城成川砂浜西端見通し50メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり
宇珠区第281号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町防城成川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ鼻 B 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識 点 ア Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第282号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識から海岸沿い西へ27メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水高松鼻 C 南宇和郡愛南町赤水平岩 D 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第283号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第284号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水52番地第2北角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水53番地第1北角の標識 点 ア Aから280度30メートルの点 イ Bから280度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第285号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水883番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから96度40メートルの点 イ Bから96度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第286号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水766番地護岸東角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第287号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第288号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びギアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡愛南町後越中鼻 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第289号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第290号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第291号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 C Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから296度223メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第292号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第293号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻 B 南宇和郡愛南町中浦二子濤北端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第294号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第295号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町左右水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町上すずれ東先端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡愛南町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡愛南町中浦左右水下ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町あこ木鼻見通し160メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し線との交点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第296号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦左右水地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡愛南町中浦左右水長濤鼻 点 ア Aから173度65メートルの点 イ Aから115度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒櫛先端見通し94メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第297号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア、アイ、イウ、ウD及びBDの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越ウノクソ鼻 B 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 C 南宇和郡愛南町船越8番地(旧吉田造船所)西端の標識 D 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し150メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とCからア見通し線との交点 ウ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町下久家集会所見通し線との交点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2及び4のおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。